砥部町郵便入札実施要領

平成２４年２月１日
砥部町告示第５号

（趣旨）

第１条 この告示は、砥部町が郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条 郵便入札は、次に掲げるものを対象とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）建設工事であって、設計金額が２００万円以上のもの

（２）建設工事に係る設計、調査及び測量委託業務であって、これらの設計金額が１００万円以上のもの

（入札の公告等）

第３条 町長は、郵便入札に付するときは、砥部町契約規則（平成１７年砥部町規則第５０号。以下「規則」という。）第７条第２項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項について公告等を行うものとする。

（１）入札書の郵送方法

（２）入札書の到着期日

（３）入札書の送付先

（４）入札回数

（５）開札の日時及び場所

（６）郵便入札の条件に違反した入札書を無効とする旨

（７）立会人の選定方法

（８）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（入札回数）

第４条 郵便入札に付した場合の入札回数は、１回とする。

（入札書等の郵送方法）

第５条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書及び砥部町低入札価格調査要領(平成２６年砥部町告示第１２号)に定める工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を砥部町の指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）へ留め置きで、開札日の２日前（開札日前２日間に国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下これらを「休日」という。）がある場合は、当該休日を除く２日前。以下「到着期日」という。）までに到着するよう郵送しなければならない。

２ 前項の規定による郵送は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法によることとし、次に掲げる要領により二重封筒で郵送しなければならない。

（１）内封筒には、入札書等（工事費内訳書については、必要な場合に限る。）を封入し、「入札書（ 及び工事費内訳書） 在中」と表記し、あて先、入札に係る入札番号、工事名及び入札参加者の氏名を記入の上、「入札書（ 及び工事費内訳書） 在中」と表記する。

（２）外封筒には、前号の内封筒を封入し、指定郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札実

施機関名を、裏に開札日、入札に係る入札番号、入札名及び入札参加者の住所及び氏名を記入の上、「入札書在中」と朱書き表記する。

３ 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（設計図書等に関する質問）

第６条 設計図書等に関する質問については、別に定める質疑応答書を入札担当課に持参し、又はファックスにより送信して行うものとし、電話による質問は受け付けない。

２ 前項の質問への回答書の作成は、別に定める質疑応答書に取りまとめ、契約担当課が行い、回答は、決裁を受けた上でファックスにより送信又は書面の郵送により行う。

（辞退）

第７条 入札参加者は、当該入札を辞退する場合は、到着期日までに入札辞退届を入札担当課へ直接持参し、又は郵送して申し出る。ただし、入札書を郵送した後において、当該入札を辞退する場合は、当該入札書の開札までに当該入札に係る入札辞退届を入札担当課へ直接持参しなければならない。

（入札書の必着期間及び保管）

第８条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書等を到着期日の１０ 日前（ 休日を含む。） から到着期日までの間（ 以下「必着期間」という。） に指定郵便局に到着するよう郵送しなければならない。

２ 入札担当課は、指定郵便局から入札書等を同封した封筒を開札日の前日（ 休日を含まない。）までに受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。この場合において、保管する前に、入札書の外封筒を開封し、一般競争入札においては競争参加資格審査通知書により資格を有するものとして通知している者であるかを、公募型指名競争入札及び指名競争入札においては指名している入札参加者であるかを、確認するものとする。

３ 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しをすることができない。

（見積期間）

第９条 建設工事の見積期間は、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第５条の９に規定する期間に、２日（休日を含まない。）以上、見積期間を増やすものとする。

（無効の入札）

第１０条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）委任状を同封しての代理人による入札

（２）第５条に規定する郵送方法によらない入札

（３）到着期限を過ぎて到着した入札

（４）指定郵便局から差出人に返却された入札

（開札）

第１１条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとし、開札方法については、何人も傍聴できる環境を整え、透明性を確保し、公平な競争の促進に努めなければならない。

（開札の立会い）

第１２条 開札は、あらかじめ選任された当該入札事務に関係のない職員１人以上を立ち合わせて、執行するものとする。

２ 開札立会人は、開札時に、次の事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。

（１）入札参加者名簿と送付された封筒との照合
（２）封筒の封かん状態
（３）開札の状況、落札札及び無効札等の確認
３　開札立会人は、この入札で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。
（郵便入札の延期、中止及び取消し）
第１３条 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により公正な郵便入札が執行できないと認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。
（入札結果の通知）
第１４条 入札担当者は、落札者を決定したときは、落札者に対して直ちに電話によりその旨を連絡し、その他の入札参加者に対しては、砥部町のホームページに掲載して行う入札結果の公表をもって通知に代えるものとする。
（入札結果等の公表）
第１５条 郵便入札に係る入札結果等の公表は、砥部町における入札及び契約の過程等の公表について（平成18年砥部町制定）に基づき、公表する。
（異議の申立て）
第１６条 入札者は、入札後において、設計図書、図面、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不知及び不明を理由とする異議並びに郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることができない。
（その他）
第１７条 この告示に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、町長が定める。
附 則
１　この告示は、平成２４年４月１日から施行する。
（砥部町郵便入札試行要領の廃止）
２　砥部町郵便入札試行要領（平成２０年砥部町告示第２０号）は廃止する。
附　則
この告示は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年６月１１日告示第１０３号）
この告示は、平成２６年６月１１日から施行する。
附　則（令和８年４月２１日告示第１１５号）
この告示は、公表の日から施行する。